

< 漂着ポリ容器 >



※ 海苔養殖漁業の薬剤（強アルカリ性劇物など）として使用されているもので、殆どどの容器には蓋が無いが、内容物がある場合は、手に触れないように注意してください。

暴発が信号弾が漂着

職員1人軽傷 2本のうち1本

時取り受け 内灘町役場

十五日午後四時三十五分ごろ、内灘町役場五階で、船舶に装備される遭難救命用信号弾が暴発し、男性職員一人が右手にやけどの軽傷を負った。信号弾は前日夕、金沢市才田町の会社員男性三人が同町宮坂の権現森海水浴場で拾った二本のうち一本。この男性は十四日午後五時半ごろ、同海水浴場で、信号弾を操作し、発射した弾が頭で顔面を直撃、右ほお骨を折る重傷を負った。町役場での暴発は、津幡署員が信号弾一本を漂着物として届けた直後に発生した。

重傷、誤射の男性が拾った

韓国製か

後未使用の一本が暴発したが、弾は誰にも当たらず、他に人がはいなかったという。津幡署の調べでは、十四日夕に重傷を負った男性は海岸を散歩中、波打ち際に約五十メートルの砂浜で、プラスチックケース入り信号弾二本を見つけた。一本を空中に発射させようと図解通りに金属屑を引くところ、反動で手元が狂い、飛び出した弾が顔面を直撃したらしい。この遭難救命用信号弾は一般船舶に装備が義務付けられている円筒形の直径四センチ、長さ二十五センチのプラスチック製の底のリングを引いて点火すると、落下傘付きの信号弾が発射される仕組み。信号弾にはハンゲル



室内で暴発した遭難救命用信号弾の内灘町役場

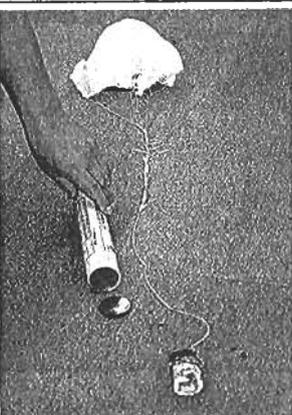
北国新聞(夕刊) 5/16

と英語が記され、製造日は二〇〇三年二月、使用期限は今年二月となっている。金沢海上保安部などによると、遭難救命用信号弾は国際標準で高さ約三百

百センチまで飛ばす設計で、物扱いになる。水難救援を任せたが、暴発した。今回の信号弾は韓国製の可能性が高いとみられる。通常、リングに触れなければ、暴発する可能性は低いという。

内灘町は近くホームベージュなどで、不祥物の取り扱いについて注意を呼び掛ける。津幡署は「本署は自衛隊に処理を依頼するが、信号弾は漂着

暴発も1本の回収 信号弾漂着



14日夕に発見、石川県内灘町役場で暴発した信号弾。15日、同役場で

十五日午後四時三十五分ごろ、石川県内灘町役場五階の総務課事務室で、同課の男性職員三人が手にしていた船舶遭難時の救命用信号弾が暴発し、浴火した弾が五層離れた湯沸かし室に飛び込んだ。職員は右手のひらに軽いやけどを負ったが、火は別の職員が消火器で消し止めた。信号弾は、十四日に町内の海岸で見つかった二本のうち一本でも、もう一本は発見した男性が発見させたけがを負ったばかり。津幡署や町はホームベージュを通じ、海岸の不祥な漂着物には触らず、通報するよう呼びかけている。

職員軽傷の内灘町

五層の円筒形のプラスチック製で、一方の端のしを引くと内部の火薬が着火し、もう一方からパラシュート付きの弾が発射される仕組み。海岸への漂着物は地元自治体へ引き渡す予定だが水難救援法に従い、津幡署員二人が十五日の事故直前、信号弾を段ボール箱に入れて同課へ持参。男性職員が箱の前で、箱から信号弾を取出し、再びしまおうとした際に、ボール箱の蓋をたて弾が飛び出したという。十四日の事故は、発見した男性がピンを引いたため、飛び出した弾で右ほお骨を折る大けがを負ったが、今回、職員はピンに触れなかったという。

下関・豊浦の海岸 増える漂着物

海岸のごみを「野焼き」したとして、下関市豊浦町の漁師らが4月、小串署から廃棄物処理法違反(焼却禁止)容疑で任意捜査を受けた。増え続ける漂着物を取り除こうと、約10年前に始めたボランティア清掃。急斜面をロープ伝いに下りるしかない磯で、回収できないごみにつけた炎の是非を巡って、地元が揺れている。

本部洋介

焼却禁止に「困った」

清掃を続けてきたのは、豊浦協小串支店(浜本機運運営委員長(63)＝1996年)から、年5、6回、南北約3キロの海岸線と沖合の無人島で実施。多い時は、4トトラック10台分以上を集めた。

大半は岩場。10斤のがけをロープで下りるか、ボートでしか上陸できない場所ばかりで、ごみを「市の回収車が入る道路まで持ち帰るのは不可能」(浜本運営委員長)な状態だった。このため、多くをその場で焼却してきた。

ところが、4月14日。組合員24人が支店前の波止場などで集



海岸にたまっていく漂着ごみ(下関市豊浦町小串で)



めたポリ容器や不法投棄の扇風機などの一部を、その場で焼却。目撃した人が通報、小串署は参加者全員から事情聴取した。道路沿いで、ごみを市に回収してもらおう方法もあったが、油まみれで、「引き取ってもらえない」と判断。岩場と同じように火をつけた。以前も何度か同じ場所で行っており、今回に限っての「取り調べ」に、組合員らは驚いた。

小串支店に近い海水浴場。海の家を経営する女性は「流れ着いたりしたごみを焼いただけ。犯人扱いはあんまりだ」と同情する。海の家前の砂浜(約200m)には、例年6月から3か月間で軽トラ約20台分のごみが漂着。水際から50〜200m離れた道路近くに集めれば、市が回収してくれるが、大型の漁網が流れ着くこともあり、軽トラ約1台分を回収場所まで運ぶのに、従業員3人で3〜4時間かかるという。

同じ日本海沿いの海岸を持つ豊浦協小串支店(長門市)。3年前まで、組合員らが年1回、岩場で清掃し、野焼きしていた。清掃前には、海上保安部に連

やまぐちの断面

6月28日、豊浦町の五つの漁協に対し、清掃での火の使用を禁止する文書を配布。車が入る場所まで上げてくれるれば、市で引き取って処分するとした。

ただし、両者ともボランティアでの清掃は続けてほしい」と行政側の「労働力」の限界を認め、岩場での清掃も「危険だからやめて」とするが、代わりの方法は、市が「年一回、業者」に委託することを検討している。ぐらいで、増え続ける漂着ごみ対策に決定打を見つけられないままになっている。

小串支店の浜本運営委員長は「岩場の漂着ごみは、誰かがやらないといけない問題。焼却以外の方法は考えにくく、やる人間も私たち以外に難しい。美しい海岸を守るため、特例を認めしてほしい」と訴えている。

急斜面下、持ち帰り困難 ボランティア「特例認めて」

小串署は「火を使ったすべての清掃を、事件捜査するわけではなく、書類送検するかは検討中」としている。

今回は焼却されたごみの中に、女性用の靴など漂着物以外の物も入っていたことが、捜査着手の一因となった。藤永孝義次長は「廃棄物処理法には、火を使ってもいい除外規定がある。今後は、事前に市や県に相談し、該当するかを調べた方がいい」と助言する。

これに対し、豊浦町の海岸線24キロのうち半分を管理する豊浦は「岩場での火の使用は除外規定に入らない」と言明。「火を使った清掃はしてほしい」と要望する。残りを管理する市も

取り調べから半月後の5月3日。小串支店は恒例の海岸清掃を、「警察に捕まるのが恐ろしい」と中止。その後も、2か月に1回ほどの小清掃を行わず、約4か月間、海水浴場以外の海岸は人の手が入らず、ごみが増え続けている。

長い海岸線を持つ山口県。漂着ごみに立ち向かう漁師たちの「熱意」に対し、行政側がどんな「対策」で応えるのか。真剣な検討が待たれている。